１　横浜市福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正について

資料１

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、「法」といいます。）及び同法施行令の一部改正により、ホテル又は旅館に必要な車椅子使用者用客室の室数が引き上げられたことに伴い、横浜市福祉のまちづくり条例施行規則（以下、「規則」といいます。）の改正を行います。この規則改正により、規則で規定するホテル又は旅館に必要な車椅子使用者用客室数の引き上げ、及び一部規定のひらがな表記を漢字表記に改める改正等を行います。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 基準 | 対象規模 | 必要な車椅子使用者用客室数 | |
| 改正前 | 改正後 |
| 国 | 法及び同法施行令  (法第14条・令第15条) | 2,000㎡  以上 | 客室の総数が50以上の場合は１以上 | 客室の総数が50以上の場合は総数の1/100以上 |
| 横浜市 | 建築物移動等円滑化基準  (法第14条・条例第21条・規則３条の２、同別表第１の２) | 1,000㎡  以上※1 | 客室の総数が50以上の場合は１以上（客室の総数が100を超える場合は、２以上）※2 | 客室の総数が50以上の場合は総数の1/100以上 |
| 指定施設整備基準  (条例第25条第３項・規則第４条第２項、同別表第５) | 1,000㎡  以上 | １以上（客室の総数が100を超える場合は、２以上） | 客室の総数の1/100以上 |

※１　法第14条第３項の規定に基づき、条例で対象規模を引き下げています

※２　法第14条第３項に規定に基づき、条例で制限内容を付加しています。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 4 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 必要な車椅子  使用者用客室数 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 3 |  |  |  |  |  |  |  |  |  | ■赤実線：改正後の国の基準  　　　　（一点鎖線は改正前の国の基準） | | | | | | | |
|  | 2 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  | 1 |  |  |  |  |  |  |  |  |  | ■青実線：建築物移動等円滑化基準  （点線は指定施設整備基準） | | | | | | | |
|  |  |  |  |  |  |  |  | 300 | 総客室数(室) |  |
|  |  | 50  0 |  | 100 |  | 200 |  |  |  |  |  | | | | | | | |

また、この規則改正に伴い横浜市福祉のまちづくり条例　施設整備マニュアル【建築物編】（以下、「マニュアル」といいます。）ヘ以下の事項を追記します。

○客室増に伴う、車椅子使用者用駐車施設の設置数

○緊急時を想定した、車椅子使用者用客室の設置階

２　旅館・ホテルのバリアフリーに関する１以外の取組事項について

（１）マニュアルの改正について

昨年度より、庁内で観光部局・政策部局と一般客室のバリアフリー化に関する対応について検討を行ってきました。その結果、望ましい基準としてマニュアルへ追加することとします。追加する内容、掲載方法につきましては、建築設計標準（追補版）を参考に検討を行い、専門委員会にお諮りしていきます。

上記と合わせて、建築設計標準（追補版）の内容を精査し、マニュアルへの反映について検討を行っていきます。

（２）その他の取組について

　今年度から以下の取組を開始しています。

　①宿泊施設バリアフリー化促進事業費補助金（資料１－１）※市民局新規事業

　②宿泊施設向けバリアフリー啓発リーフレットの配布（資料１－２）

３　スケジュール

